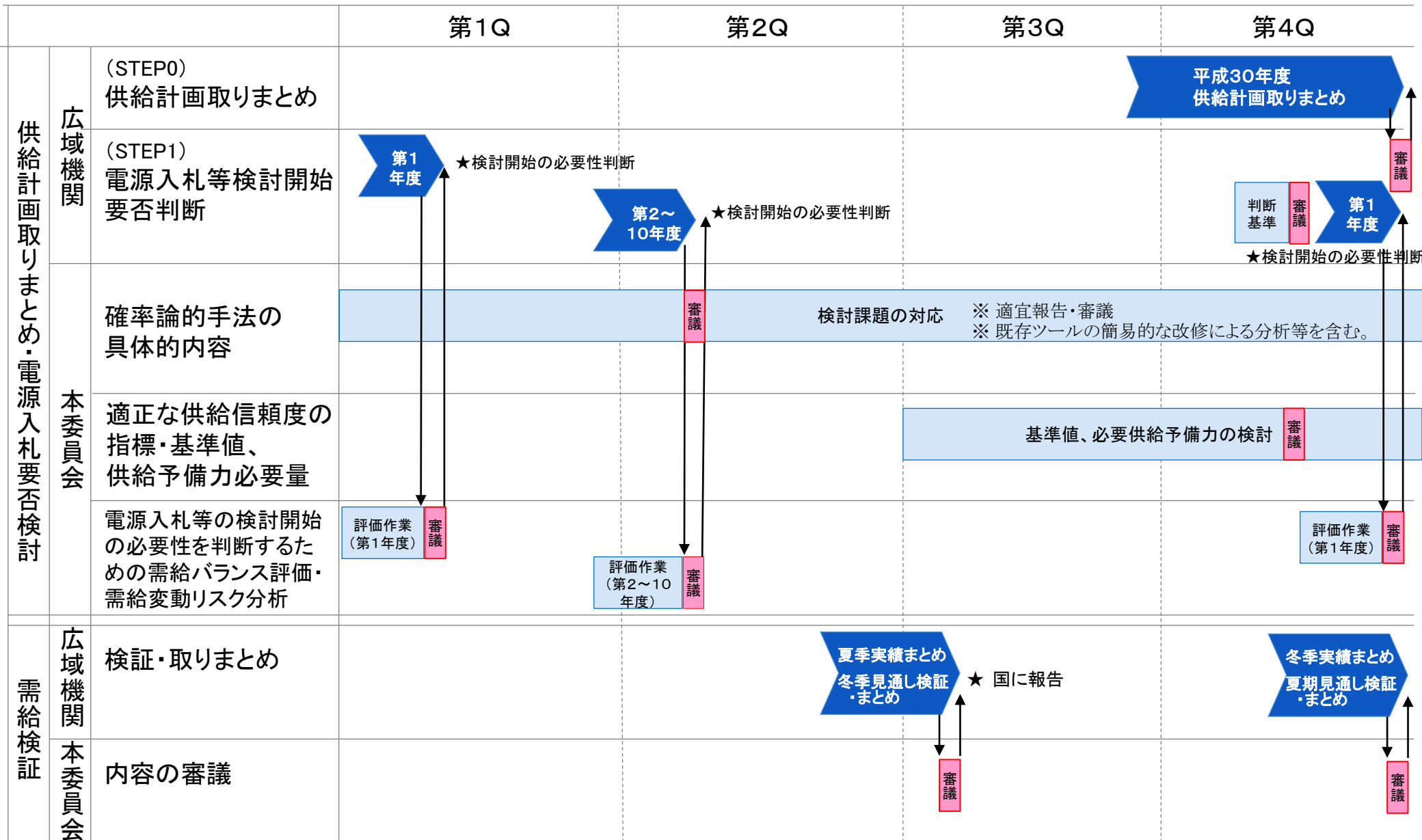


検討スケジュールについて

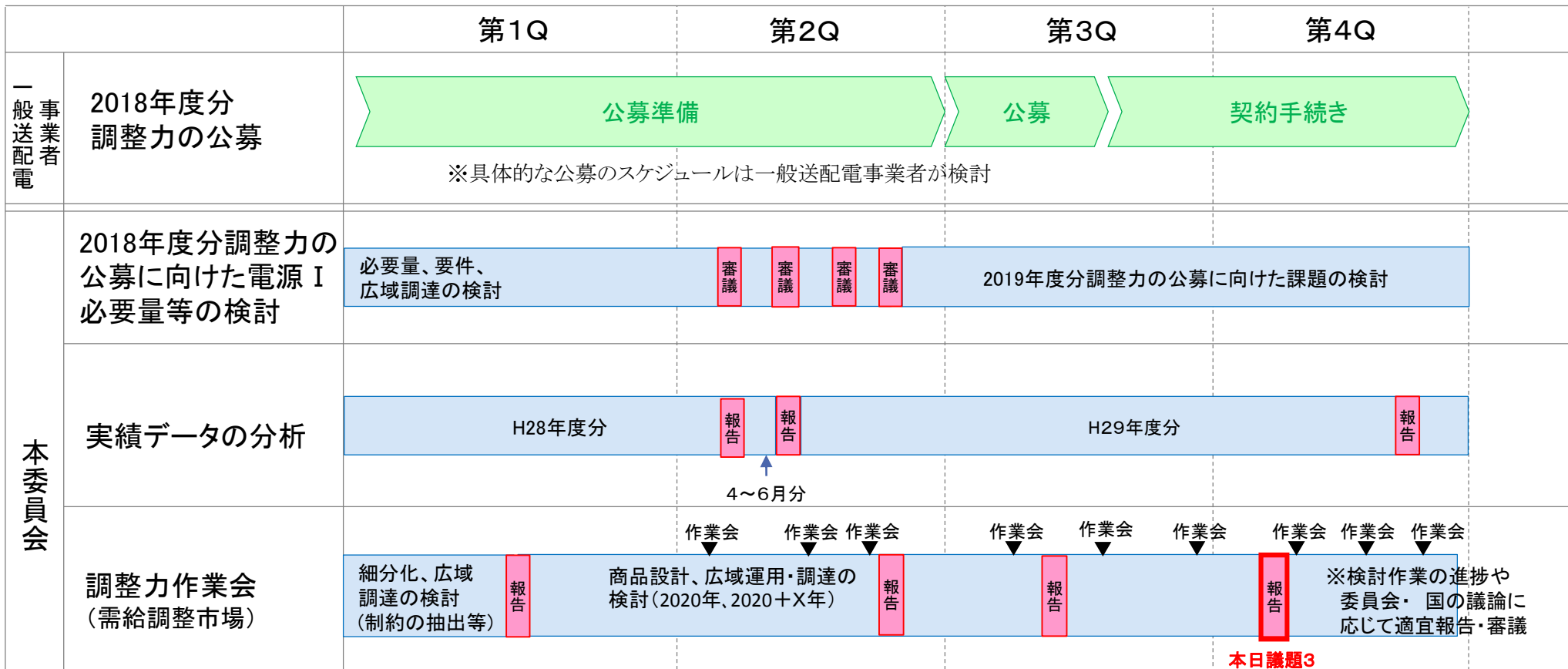
2018年1月23日

調整力及び需給バランス評価等に関する委員会 事務局

※スケジュールは変更の可能性あり(以下同)



		第1Q	第2Q	第3Q	第4Q	来年度以降
本委員会	稀頻度リスク対応	稀頻度リスクに対応するための 供給力確保にかかるコスト試算等の検討 ※ 国への報告後、必要に応じ本委員会にて審議				(審議結果を踏まえた検討)
		(上記以外の稀頻度リスク対応について(随時))				



※ マージンの配分の論点は記載を省略している(各区分のマージンの必要量の検討に併せて検討)

		第1Q	第2Q	第3Q	第4Q	来年度以降	
本委員会	区分A1 (需給バランス・通常)	※ エリア内に確保する調整力や必要供給予備力の議論を踏まえて検討 ※ 間接オークション導入後のエリア供給予備力の評価方法の議論を踏まえて検討					
	区分A2 (需給バランス・稀頻度)	※ 稀頻度対策の検討において他エリアへ期待する場合に、マージン確保の必要性を検討。					
	東京中部間	区分B2 (周波数・稀頻度) (順方向:西向き)	※ 2016年度の検討の結果、従来のマージンを維持。(系統状況が変化すれば再検討)				
		区分B1 (周波数・通常) (逆方向:東向き)	A火力線ユニット送電解消(2017年6月予定)後の検討				審議 (審議結果を踏まえた検討)
		区分B1、B2 (両方向:増設分)	※ 2016年度の検討の結果、A火力線ユニット送電解消までは、従来のマージンを維持。(系統状況が変化すれば再検討)				
	北海道本州間	区分C1 (潮流抑制・通常) (両方向)	※ 順方向(本州向き): 2015年度の検討の結果、従来のマージンを当面維持。系統状況の変化があれば代替手段の具体化の検討実施。 ※ 逆方向(北海道向き): 2015年度の検討の結果、従来のマージンを当面維持。 ※ 両方向: マージンとして設定するか、運用容量の減とするかの検討。				
			継続検討(自家発電電源制限、再エネ電源制限)				審議 (潮流状況の変化の傾向や大きな電源構成の変化が予測できる場合に代替手段の具体化の検討を速やかに実施)
		区分B1、B2 (周波数・通常、稀頻度) (逆、順方向)	※ 順方向(本州向き): 2015年度の検討の結果、廃止の方向性を確認し、実運用に反映済み。 ※ 逆方向(北海道向き): 2015年度の検討の結果、従来のマージンを維持。				
		区分B1、B2、C1 (両方向:増設分)	※ 実需給断面以前はマージンとし、運用開始(2019年3月予定)までに実需給断面のマージンの必要量を検討。				
	東京東北間	区分C2 (潮流抑制・稀頻度)	※2016年度の検討の結果、マージンは原則開放し、リスクの高まりを予見した場合はマージンを維持または潮流調整を実施。 ⇒2017年4月より実運用開始。				
	区分A0、B0 (エリア外調達・需給バランス、周波数)	審議	(マージン検討会で具体的な運用方法を検討) 2017年11月より実証試験開始		実証試験開始		

▶ 北海道風力実証試験のマージンの必要性・量の検討

【参考】 マージンの分類と区分について

【予備力・調整力に関連したマージン】

内は当該区分に該当する現状のマージン

マージンの目的 マージンの分類	通常考慮すべきリスクへの対応			稀頻度リスクへの対応
	(参考) エリアが確保する調整力分※1	左記のうち、 エリア外調達分	エリア外 期待分	エリア外 期待分
「需給バランスに対応したマージン」 需給バランスの確保を目的として、連系線を介して他エリアから電気を受給するために設定するマージン	電源Ⅰ	A0	A1 旧① 旧②	A2 旧⑤
		(該当なし)	・最大電源ユニット相当 ・系統容量3%相当※2	・系統容量3%相当※3
「周波数制御に対応したマージン」 電力系統の異常時に電力系統の周波数を安定に保つために設定するマージン ※周波数制御(電源脱落対応を除く)のためにマージンを設定する場合は、「異常時」の表現の見直しが必要。	電源Ⅰ-a	B0	B1 旧③	B2 旧③
		・北海道風力実証試験	・東京中部間連系設備 (EPPS:逆方向) ・北海道本州間連系設備 (緊急時AFC:逆方向)	・東京中部間連系設備 (EPPS:順方向) ・北海道本州間連系設備 (緊急時AFC:順方向)

※1: 表中には記載を省略しているが、電源Ⅱの余力も含む。

※2: 従来区分①の系統容量3%相当マージンについては、長期計画断面では区分Dのマージンのほうが大きいため必要性を検討する必要性が無くなっている。一方、現在、前々日時点でエリア予備力不足時にはマージンを確保していることから、ここに記載している。

※3: ESCJの整理において、系統容量3%相当マージンに従来区分⑤(稀頻度リスク対応)に該当する観点が含まれることから記載

【参考】マーzinの分類と区分について

【連系線潮流抑制による安定維持のためのマーzin】

マーzinの目的 マーzinの分類	通常考慮すべき リスクへの対応	稀頻度 リスクへの対応
「連系線潮流抑制のためのマーzin」 電力系統の異常時に電力系統を安定に保つことを目的として、当該連系線の潮流を予め抑制するために設定するマーzin	C1 <small>旧④</small>	C2 <small>旧④</small>
	・北海道本州間連系設備 （潮流抑制）	・東北東京間連系線 （潮流抑制）

【電力市場取引環境整備のマーzin】

マーzinの目的 マーzinの分類	電力市場取引 環境整備
「電力市場取引環境整備のマーzin」 先着優先による連系線利用の登録によって競争上の不公平性が発生することを防止するために設定するマーzin	D
	（該当なし）